

諮問番号：令和元年度(2019年度)諮問第1号

答申番号：令和元年度(2019年度)答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

「熊本県〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る令和元年（2019年）6月10日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

本件処分は、法第3条で保障する審査請求人の最低限度の生活を侵害している。老齢厚生年金が遡及して入り、今まで我慢していた炊飯器、血圧計、体重計等に消費してしまい、残金も少ない。

本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

審理員意見書のとおり本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

（1）事前説明について

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年

(2012年)7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)に基づき、処分庁は、平成30年(2018年)6月8日に、遡及年金受給の取扱いについて説明し、審査請求人の理解を得たことについては、審査請求人も反論書において認めており、事前説明について処分庁の手續に不備があったとは認められない。

(2) 返還対象額の算定について

処分庁は、審査請求人の妻(以下「妻」という。)の老齢厚生年金の支給額〇〇円を妻の60歳到達時点(平成26年(2014年)2月)以降の5年間の遡及年金と認め、既に収入認定した合計額〇〇円を控除した額である〇〇円を返還対象額とし、本件処分を行ったことが認められる。

上記の収入認定については、その一部に不適切な処理があるが、審査請求人世帯が負担すべき額に実質的な影響はないから、処分庁が行った返還対象額の算定は、不当であるとまではいえない。

(3) 自立更生費の認定について

審査請求人が返還額から控除を希望している「今後の生活のため」の費用及び「各種税金等金額」については、保護廃止後における審査請求人世帯の今後の生活費用全般に当たるものと解される。審査請求人が提出した自立更生計画書に記載した費用を、処分庁が自立更生費として認めなかったことについては、法令、通知等に基づいた取扱いであると認められることから、不当とはいえず、裁量権の濫用に当たるものとは認められない。

第4 調査審議の経過

令和元年(2019年)9月9日	審査庁から諮問
同年9月24日	審査請求人の主張書面提出
同年10月10日	第1回審議
同年10月24日	第2回審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

(1) 返還対象額の算定について

法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」（保護の補足性）と定めている。

これを受けて、法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と定めている。

また、仮に遡及して受給した年金収入相当額の返還がなされない場合には、年金と生活保護費とを重複して受給していることになるので、年金を受給している他の被保護者と比較して著しく公平性を欠くこととなる。この点につき課長通知では、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費の取扱いについて、「定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると」、「厳格に対応することが求められる」旨が示されており、具体的には、「費用返還額は原則として全額となること」や、「真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること」が求められている。

本件処分について、処分庁は、平成31年（2019年）3月14日に受給を確認した妻の老齢厚生年金の受給額〇〇円から、別途収入認定した合計額〇〇円を控除した額である〇〇円を資力として認定している。

また、審査請求人が処分庁に提出した自立更生計画書の理由の欄をみると、「今後の生活のため」の費用及び「各種税金等金額」と記載されてい

るが、当該費用は、課長通知により控除が認められるいずれにも該当しないと認められるから、これを自立更生費として控除を認めず、上記〇〇円全額を法第63条による返還対象額とした処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

(2) その他

令和元年（2019年）9月24日に審査請求人が当審査会に対し提出した主張書面によると、審査請求人は、生活保護辞退後の本件処分により生活が困窮している旨を述べているが、法令、通知等には当該事由により返還が免れる旨の規定がないことから、当該主張は、当審査会の判断には影響しない。

なお、当審査会に提出された事件記録によると、処分庁は、審査請求人に対し、保護の実施機関に求められる遡及年金受給の取扱いについて複数回説明をしているほか、反論書によれば、審査請求人は分割での返還を求めていることから、自身に費用返還義務があることを理解しているものと思われる。また、処分庁は、同年5月28日に本件処分による返還金を分割で支払うことも可能な旨説明しており、審査請求人に対し一定の配慮をしていることが認められる。

3 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第2部会

委員 大日方 信 春

委員 仲 次 利 光

委員 中 園 三千代